一般社団法人日本薬系学会連合 役員選出方法に関する規則

令和 7 年 6 月 12 日　制定

（目的）

第 1 条　本規則は、一般社団法人日本薬系学会連合(以下、「本法人」という)の定款第２１条第３項に基づき、本法人の役員の選出方法について定めることを目的とする。

（役員の種類と人数）

第２条　本法人の定款第２０条に定めるとおり、役員は理事及び監事とする。

2　定款第２０条では理事は 15 名以上 25 名以内、監事は 1 名以上 4 名以内と定めているが、本規則では理事 18 名以上 20 名以内、監事 2 名を総会において選任するための方法について定める。

3　適正なジェンダーバランスとして理事数の概ね３割以上を女性とする。

（役員の要件）

第３条　理事及び監事の要件は次のとおりとする。

(1)　薬学及び関連領域に関する見識があり、大局から連合の運営に携わることができること

(2)　2 年の任期を全うできる見込みがあること（被推薦時）

(3)　会員学協会の利益代表ではなく、定款第３条に定める本法人の目的に基づき活動できること

(4)　理事会〔年 3～4 回（主にリモート開催、メール審議)〕に出席できること

(5)　理事においては委員会活動に参画できること

(6)　監事においては社団法人等の監事経験があることが望ましい

(7)　連続再選については、理事は二期、監事は三期を限度とする

（役員候補者の推薦）

第４条　会長は各会員に対して、理事候補者及び監事候補者の推薦を要請する。

2　各会員は、理事候補者及び監事候補者をそれぞれ１名推薦することができる。

3　前項の規定に加えて構成員数５千名以上１万名未満の会員は１名、構成員数１万名以上の会員は２名の理事候補者を推薦することができる。なお、複数の理事候補者を推薦する場合はジェンダーバランス確保に可能な限り配慮することが望ましい。

3　会長は適切な時期に会員に対して役員候補者の推薦を依頼する。

（理事候補者の選出）

第５条　総会における理事の選任にあたり、理事会から提案する理事候補者は 16 名（少なくとも女性 5〜6 名）を基本とし、別に会長（新任）の推薦理事候補枠（2 名以上 4 名以内）を設ける。

2　会員推薦候補者から理事会が総会に提案する理事候補者を選出する場合、会員の専門性のバランスに留意し、かつ公平性を確保するため抽選等の恣意性を排した方法で行う。具体的な方法は第７条に定める。

3　会長（新任）の推薦理事候補者枠は、円滑な業務執行の確保、適正なジェンダーバランスの達成あるいは理事候補者の専門性の偏りを是正するために用いるものとする。

4　理事が任期途中退任し、理事数が定款の定めに満たない事態が生じた場合は、会長は理事候補者を第７条第２項に定める追加理事候補者から推薦し、理事会の議を経て、総会の決議に諮ることができる。

（理事候補者選出会議）

第６条　前条に基づき理事会から提案する理事候補者を選出するために、会長は理事候補者選出会議（以下、「本会議」という）を招集する。

2　本会議の議長は会長が務める。委員は副会長及び業務担当理事とし、実務は本法人の事務局が務める。

3　本会議が本法人の定款及び関連規則に則り適正に実施されることを確認するため、監事が立会人を務める。また、各会員から推薦された者も本会議に立ち会うことができる。

（理事候補者の選出方法）

第７条　理事候補者に専門領域の著しい偏りが生じないように、会員を A 区分（基礎系）と B 区分（臨床系）に分け、それぞれの区分から同数程度の理事候補者が選出されるようにする。各区分は別表のとおりとする。なお、この区分は役員選出に限り用い、選出後の役員の区分等は行わない。また、この区分は本法人の他施策等に適用しない。この区分は必要に応じて見直すものとする。

2　各区分において、会員推薦候補者から理事候補者 8 名を選出する。なお、各区分で女性の会員推薦候補者が 1 名のみの場合は 7 名を、また各区分で女性の会員推薦候補者が含まれない場合は 6 名を選出し、減じた人数分を会長（新任）の推薦理事候補者枠に加える。なお、上記で選外となった会員推薦候補者は、追加理事候補者とする。

3　原則として、各区分において無作為的な方法により会員推薦候補者から理事候補者を選出する。なお、以下の会員推薦候補者は優先的に扱う。

（１）　現職の会長並びに副会長
（２）　女性候補者（３名以内）
（３）　複数会員から推薦された候補者

4　前項で選出された理事候補者について、総会において信任投票を行い、有効投票数の３分の２以上の信任を得られた候補者を理事とする。

（監事候補者の選出方法）

第８条　総会における監事の選任にあたり、理事会から総会に提案する監事候補者は ２名とする。

2　会員から募った監事候補者から理事会が総会に提案する監事候補者を選出する場合、会員の専門領域等を考慮し、原則として第７条に定めた各区分から１名ずつを選出する。なお、複数の会員から推薦された候補者は優先的に当選とする。

3　会員から募った監事候補者に適任の者がいないと理事会が判断した場合、理事会が監事候補者を選出することができる。

4　監事が任期途中退任し、監事数が定款の定めに満たない事態が生じた場合は、会長は監事候補者の不足数分を推薦し、理事会の議を経て、総会の決議に諮ることができる。

（役員の選任）

第９条　本法人の定款第２１条に基づき、理事及び監事は総会の決議により選任する。

（その他）

第 10 条　特段の事情によりこの規則によることができない場合は、理事候補者選出会議で審議し、承認を得た上で、別段の取り扱いをすることができる。

附則

1　定款第２１条第２項に基づき、本規則の制定及び改廃は総会の決議による。

2　役員の選出は本法人の運営において重要であることを鑑み、理事会は役員改選の年度に本規則の改定の必要性について検討し、必要な対応を行う。

3　本規則第３条(7)の「連続再選」の起算は、本規則発効後のはじめての役員選任時とする。

4　令和７年６月 12 日制定の本規則は同日から施行する。

別表　　会員の区分

区分 A（基礎系）の会員	区分 B（臨床系）の会員
日本核酸医薬学会	日本医薬品安全性学会
日本核酸化学会	日本医薬品情報学会
日本再生医療学会	日本医療薬学会
日本生薬学会	日本緩和医療薬学会
日本食品化学学会	日本くすりと糖尿病学会
日本 DDS 学会	日本小児臨床薬理学会
日本毒性学会	日本腎臓病薬物療法学会
日本微量元素学会	日本精神薬学会
日本薬学会	日本 TDM 学会
日本薬剤学会	日本 PDA 製薬学会
日本薬物動態学会	日本ﾌｧｰﾏｼｭｰﾃｨｶﾙｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学会
日本薬理学会	日本薬学教育学会
日本臨床化学会	日本臨床栄養協会
日本ワクチン学会	日本臨床腫瘍薬学会
ﾗｲﾌｲﾝﾃﾞｨｼﾞｪﾝｽｺﾝｿｰｼｱﾑ（LINC）	日本臨床薬理学会
	日本老年薬学会

（様式　1）

役員候補者推薦書

会員名	会員区分

理事候補者名 1	性別
推薦理由	

理事候補者名 2（会員数が 5,000 名以上の場合に推薦可）	性別
推薦理由	

理事候補者名 3（会員数が 10,000 名以上の場合に推薦可）	性別
推薦理由	

監事補者名	性別
推薦理由	

上の者を薬系学会連合役員候補者として推薦いたします。

年　　月　　日　　会員代表者氏名：